

神奈川県青少年保護育成条例の一部抜粋です。



神奈川県

KANAGAWA

青少年保護育成条例のしおり

深夜外出の制限

- 保護者は、特別な事情（夜学や夜勤、緊急の場合）がなければ深夜（午後11時～午前4時）に青少年だけで外出させてはいけません。
- だれでも、保護者の同意を得ないで深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめたりしてはいけません。
(30万円以下の罰金)
- だれでも、深夜に外出している青少年の善導に努めなければなりません。
- 保護者は、日常生活上必要な場合（食事や買い物など）、青少年の健全な育成に役立つと認められる場合（野外キャンプなど）、緊急の場合を除き、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければなりません。

※お店によっては法令などによる規制や自主規制がありますが、保護者の側にも制限を設けるものです。



深夜営業施設への立入制限

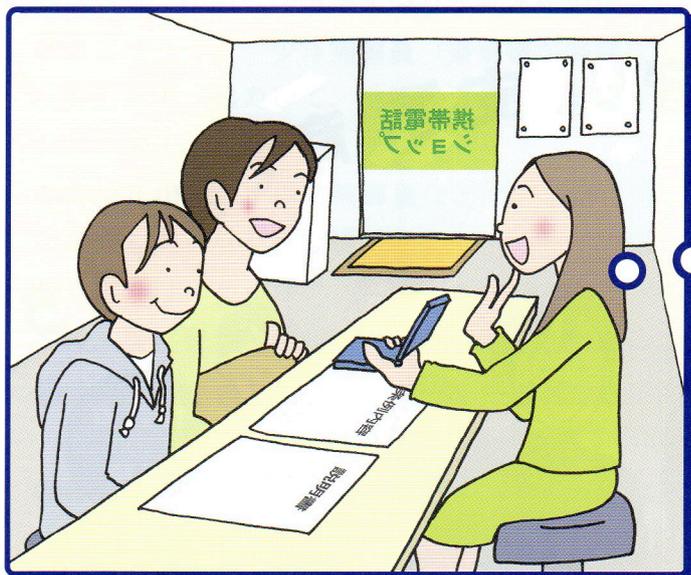
- カラオケボックス、インターネットカフェ（まんが喫茶）では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。
(30万円以下の罰金)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。**(10万円以下の罰金)**
- その他の深夜営業施設では、深夜に青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。



※推奨規格は、
縦60cm、横15cm

神奈川県青少年保護育成条例により
午後11時以降は、保護者同伴であっても
18歳未満の方の入場をお断りします

携帯電話へのフィルタリングの義務など



保護者のルール

- 保護者は、青少年が利用する携帯電話（PHSを含みます）のフィルタリングを解除できません。

青少年に障害があるなどやむを得ず解除する場合は、販売店に解除理由を書面で提出しなければなりません。

- 保護者は、青少年の発達段階に応じて、インターネットを閲覧する時間帯を制限する機能や、子ども用の機種など、保護者がインターネット利用を制限・監督できる機能の活用を努めなければなりません。

事業者のルール

- 携帯電話販売店では、青少年が利用するインターネットの契約をする際に、保護者などに対してフィルタリングの必要性やインターネット利用を制限・監督する機能などを説明しなければなりません。

- 携帯電話事業者は、解除理由の書面が提出された場合に限り、青少年の携帯電話のフィルタリングを解除できます。その場合、書面に記載された理由などを一定期間、保存しなければなりません。

(事業者が条例に従わないときは、知事が勧告・公表)

※「フィルタリング」…有害サイトへの接続を防止するシステム

インターネット全般について

- 最近では、スマートフォンや携帯型ゲーム機など、インターネットと接続できる機器が多様化しています。

保護者は、青少年が有害情報を閲覧しないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければなりません。

